

いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

- 本方針は、すべての教職員が「いじめは、どの子ども・どの学校・どの学級でも起こり得るものである。」との基本認識に立ち、すべての児童がいじめのない安心した学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。
- 本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置等について基本的な考え方、具体的な対応及び、それらを実施するための体制について定めるものである。

(2) いじめの定義

- 「いじめ」をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止対策の基本的な考え方

- ・いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、児童及び保護者を対象に実施している「いじめアンケート」調査や「ふれあい相談窓口」、日常的な実態把握等により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組む。また、スクールボランティアなど地域からの情報も入るよう引き続き連携を密にする。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると認められる場合は、警察と連携し相談・対応する。

(4) いじめ防止対策の具体について

ア いじめの未然防止

①教職員

- ・中学校区で単元づくりや学習活動の工夫、個に応じた指導の工夫等に取り組み、児童に知識・技能を確実に習得、定着させることを通して、自己肯定感を高める。
- ・授業の中に「書く」活動や「話し合い」活動といった言語活動を適切に位置付け、自分の考えを持ち、それを伝え合うことのできるコミュニケーション力を育む。

- ・体育授業や道徳の時間、特別活動などすべての教育活動を通して、規範意識の醸成や望ましい学級・学習集団づくりに取り組む。
- ・自らの言動でいじめを誘発・助長あるいは黙認することがないように注意を払う。
- ・いじめを認知した場合は、学校態勢で迅速かつ丁寧に対応する。

②児童

- ・一人一人が尊重され、互いの個性を認め合おうとする心情を育てる。
- ・児童がいじめ問題を自分のこととして考えられるよう、児童集会などの中にいじめ防止に向けた活動を位置付け、主体的に考えさせる。

教職員はそれを指導支援する。《児童の主体的な活動の支援》

- ・児童間の力関係や交友関係でいじめを加勢したり黙認したりすることがないように、道徳の時間を中心に、内容項目1－(3)にあたる「正しいと判断したことは、勇気をもって行う。」を重点的に指導し、道徳的实践力を高める。

③保護者（地域）

- ・あいさつや学校教育活動、PTA活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。
- ・児童に対して地域行事への積極的参加を促し、親子のふれあいや地域の人との交流を通して、豊かな心の育成に取り組む。

イ いじめの早期発見

① 教職員

- ・児童の些細な変化や表情に注意を払い、変化に気付いた場合は「いじめの可能性」を想定した情報収集に取り組む。
- ・いじめ防止委員会を月1回定期的に開催し、各学級からのいじめや問題行動等の状況交流や相談、支援等を行う。
- ・年3回いじめアンケートを実施し、継続的に早期発見に努める。（児童・保護者）
- ・年3回の面接実施、及びこころの相談窓口の活用。

アンケート及び面接実施

1学期： 6月12日（木）～17日（火）

2学期： 11月20日（木）～25日（火）

3学期： 2月17日（火）～20日（金）

- ・いじめを認知した場合は、管理職への第一報と連携を迅速に行い、適切な聞き取りに学校全体で取り組む。
- ・収集した情報を共有化し、教職員が共通認識した上で組織的に対応する。

② 児童

- ・いじめは、人間として絶対に許されない行為であることを知る。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「教師や大人に話すと面倒なことになる」「仕返しがあるので無関心を装う」などの考えは誤りであることを知る。
- ・いじめの事実を知った場合は、できるだけ早く教師や保護者といった大人に勇気をもって伝えることを実践させる。

③保護者（地域）

- ・児童からいじめ相談を受けた場合は、学校へ連絡する。

ウ いじめへの組織的な対応

①教職員

- ・いじめと疑われるもの、あるいはいじめに発展する心配のある言動を発見した場合は、その場でその行為を止める。また、そのことを管理職に確実に報告する。
- ・いじめを認知、あるいは「いじめではないか」等の情報を得た場合、被害児童から事実確認を迅速に行い、その聴き取り内容を踏まえ組織的に判断、指導し、問題の解決に向けて迅速に対応する。また、適切に福山市教育委員会と連携する。
- ・対応の過程において、当該児童だけでなく、当該保護者ともいじめ再発防止に向けた取組みを確実にかつ継続的に行う。
- ・いじめを認知した場合、被害児童の「心のケア」を優先する。

②児童

- ・いじめを受けた児童には、その児童にとって心の傷が癒される環境を速やかに提示提供する。
- ・いじめた児童には、いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない行為であることを理解させ、被害児童の心の傷と痛みを思いやる指導に取組む。
- ・そのことが理解できた後、いじめた児童の不安やストレスに教職員は寄り添い、その解消と再発防止に向けた取組みを進める。
- ・いじめを傍観した児童には、当該事案を自分のこととして捉えさせ、担任等の回りの大人にいじめの現状を伝える責務があることを理解させる。
- ・必要に応じて児童集会等の場を設け、全校の課題として話し合う。その際に、個人が特定されないよう十分に配慮する。

③保護者（地域）

- ・いじめを受けた児童の保護者には、事実を適切に情報提供する。
- ・いじめをした児童の保護者にも事実を適切に情報提供するとともに、解決に向けて継続的に連携する。
- ・地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携、協働する体制を構築する。《家庭や地域との連携》

2 いじめ防止委員会の設置

（１）目的

- ・いじめの未然防止を図るとともに、いじめの状況把握や相談・支援等を行う。

（２）内容

- ・児童のいじめの未然防止にかかわる取組
- ・児童のいじめの早期発見にかかわる取組
- ・児童のいじめの解消にかかわる取組
- ・児童のいじめの再発防止にかかわる取組
- ・その他目的を達成するための取組

（３）構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 保健主事
研究主任 その他必要が認められる関係職員

（４）開催

毎月１回定期的に開催する。（必要に応じて開催する）

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(2) 学校による調査組織の設置

- ・重大事案が生起した場合、速やかに福山市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチームを編成し、調査等の適切な取組を行う。
- ・当プロジェクトチームは福山市教育委員会の指導助言のもと調査を行う。

(3) 調査組織の編成及びフロー

①編成

行政の指導助言のもと、次の対応にあたる。

②フロー

